規則

成三十一 たま ス 年三月 パ ア + リー 九 日 ナ 管 理 規 \mathcal{O} 部を改正する規 則をここに公布する。

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十一号

次 ように たま さい たまス 改正 ス ーパ する ーア パ ア ナ IJ 管理規 ナ管理 則 規則 平 成十二年埼玉県規 \mathcal{O} _ を 改正 す る 則第百二号) 規 \mathcal{O} 部

五、 の項中 六二、〇〇〇」を「一六五、 **六○○」に、「三二、四○○」を「三三、○○○」に改め、** を「八、三〇〇」に、「四、 00」に、 OO」に 「一六五、 「八、三〇〇」に、「 「五六七 「三二四、〇〇〇」を「三三〇、 「二四、八〇〇」に、 ○○」 に、 別表照明設備 []]] , $\begin{bmatrix} 0 & 0 & 0 \end{bmatrix}$ 「二四三、〇〇〇」を「二四七、 四、 に改め 五〇〇」に、 改め、 ○○○」を \bigcirc 三四三、 に、 に、「八 九〇〇」 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ OO」 に \mathcal{O} 同表スポーツ設備の項中「二四、 $\overline{}$ 項 中 六二、 ○」を「一 四八、 改め 一六、 を 「五、 000 「五七七、 一六、 八一、 改め、 $\begin{bmatrix} 0 & 0 & 0 \end{bmatrix}$ ○○○」を「八二、五○○」に改め、 六 000」に、 九〇〇」を「五、 $\ddot{}$ 同表音 六○○」を「四九、 二〇〇」を「一六、 000」に、 を「二四七、 同表その他の 六、五 を ○○○」を 五〇〇」に、 0001 に、 1響設備 Ö [11]11]0, を「一六五 五〇〇」に、「三七、〇〇〇」 \bigcirc を 「四八、六〇〇」 ○ ○ に、 を \mathcal{O} 五〇〇」に、「九七、二〇〇」を「九 項中 一六、 八二、五〇 項中 「八一、〇〇〇」を「八二、五〇〇」 000」に、「二、 $\begin{bmatrix} 0 & 0 & 0 \end{bmatrix}$ 六 「四五三、 五 、000」に、「八、 四八、 五〇〇」に、 ○○」 に、 四三〇、〇〇〇」を「二、 四八 五. 「一六二、〇〇〇」 五〇〇」に、 六、 \bigcirc ○ ○ に、 六○○」を 六〇〇」を「四六二、 を「二四、 同表映像設備の項中「一 を「四九、五〇〇」に、 \bigcirc 八一、 Ö 同 五〇〇」を「二、 八、 表 を を「二七、 八〇〇」に、 「四九、 1 を 〇〇〇」を ベント設備 〇〇〇」を 四四 一〇〇」を 兀 \bigcirc 六五、 Ŧī. \bigcirc 五

所 目

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する